

随意契約（相手方指定）調書

件名	消耗品購入契約（バラ花鉢等）	No.5200307
工（納）期	令和 7年 5月 17日	
契約締結日	令和 7年 4月 1日	
契約金額	3, 284, 600円（消費税込み）	

契約相手方	荒川生花商組合
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>消耗品購入契約（バラ花鉢等）</p>
<p>指名業者 （案）</p>	<p>名称 荒川生花商組合 所在地 東京都荒川区東尾久5-14-12 代表者 組合長 瀬田 茂道</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、「あらかわバラの市」において来場者に低価で販売する鉢バラの購入契約である。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 鉢バラは切花に比べて流通量が少なく、限られた期間内で2,100鉢の鉢バラを確保するためには、複数の花（か）き市場と直接交渉・取引ができる業者でなければならない。</p> <p>② バラの市の開催日に合わせ、納品するバラの開花状態を生産者と調整する必要があり、花（か）き市場を通じて生産者と交渉できる業者でなければならない。</p> <p>③ 上記の要件を満たすのは区内においては上記組合のみであり、区内の生花店が加盟している上記組合と連携することは、バラを区の観光資源として定着させるとともに、区内産業の活性化を図る観点からも望ましい。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>